

学校法人常翔学園寄附行為

昭和26年 3月 1日認可

令和2年 4月 1日施行

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人常翔学園という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、その事務所を大阪市旭区大宮5丁目16番1号に置く。

(運営の基本)

第 3 条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、教育基本法・学校教育法その他の法令に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 5 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、つぎの各号に掲げる学校を設置する。

イ 大阪工業大学

大学院	工 学 研 究 科
	ロボティクス&デザイン工学研究科
	情報科学研究科
	知的財産研究科(専門職大学院)
工学部	都市デザイン工学科
	空間デザイン学科
	建 築 学 科
	機 械 工 学 科
	ロボット工学科
	電気電子システム工学科
	電子情報システム工学科
	応 用 化 学 科

食品栄養学科
食農ビジネス学科

ハ 広島国際大学

大学院 看護学研究科
医療・福祉科学研究科
心理科学研究科
薬学研究科

保健医療学部

診療放射線学科
医療技術学科
救急救命学科

総合リハビリテーション学部

リハビリテーション学科
リハビリテーション支援学科

医療福祉学部

医療福祉学科

医療経営学部

医療経営学科

心理科学部

臨床心理学科

心理学部 心理学科

看護学部 看護学科

薬学部 薬学科

医療栄養学部

医療栄養学科

健康科学部

心理学科
医療栄養学科
医療経営学科
医療福祉学科

健康スポーツ学部

健康スポーツ学科

ニ 常翔学園高等学校

全日制課程

普通科

ホ 常翔学園中学校

第 1 4 条 理事のうちから常務理事 3 人以内を置くことができる。

2 常務理事は、理事長が理事会の同意を得て指名する。

(監事の選任)

第 1 5 条 監事は、この法人の理事、評議員、職員または役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の任期)

第 1 6 条 監事の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事は、再任することをさまたげない。

3 監事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員 の 補充)

第 1 7 条 この法人の理事または監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員 の 解任、再任の禁止および退任)

第 1 8 条 役員がつぎの各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決および評議員会において、出席評議員の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。

イ 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反し、かつ、この法人に損失をあたえたとき

ロ 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

ハ 職務上の義務に著しく違反したとき

ニ 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 前項イ号、ハ号およびニ号により解任された役員は、これを再任することができない。

3 役員はつぎの事由によって退任する。

イ 任期の満了

ロ 辞任

ハ 死亡

ニ 私立学校法第 3 8 条第 8 項第 1 号または第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長・常務理事および学校長の職務)

第 1 9 条 理事長は、この法人を代表し、法令およびこの寄附行為に規定する職務を行い、その他この法人内部の業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、その担当業務を処理する。

3 学校長は、当該学校の教務を掌理する。

議すべき事項を書面により通知しなければならない。

- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 8 前条第2項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会における議決方法)

- 第24条 理事会は、理事定数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 2 前項のほか、理事会に付議する事項につき書面をもって、予め意志を表示した者は、出席者とみなす。
 - 3 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に特別の定めがある場合を除いては、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

- 第25条 法令およびこの寄附行為の規定により、評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、予め理事会において定めたものについては、理事長に委任することができる。

(議事録)

- 第26条 議長は、理事会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長および出席した理事のうちから議長が指名した理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(業務の決定の特例)

- 第27条 つぎの各号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の議決がなければならない。

- イ 予算、借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分、運用財産中の不動産および積立金の処分ならびに不動産の買受に関する事項
- ロ 事業計画および事業に関する中期的な計画
- ハ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項
- ニ その他理事長が、重要と認めた事項

付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 4 評議員会は、評議員定数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第7項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 5 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 7 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 第26条第1項および第2項の規定は、評議員会の議事録についてもこれを準用する。ただし、同条第2項中「理事のうちから議長が指名した理事」とあるのは、「出席した評議員のうちから議長が指名した評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第36条 つぎの各号に掲げる事項については、理事長は、予め評議員会の意見を聴かなければならない。

- イ 予算および事業計画
- ロ 事業に関する中期的な計画
- ハ 予算外の借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)、基本財産の処分、運用財産中の不動産および積立金の処分ならびに重要な義務の負担または権利の放棄
- ニ 役員に対する報酬等(報酬および退職慰労金をいう。以下同じ)の支給の基準
- ホ 寄付金の募集に関する事項
- ヘ その他業務に関する重要事項

第6章 顧問および名誉役員

(顧問)

第37条 理事長は、理事会の議決を経て、顧問を推挙することができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

(名誉役員)

第38条 理事会は、この法人の功労者または学識経験者を名誉役員に推挙することができる。

- 2 名誉役員は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

第7章 資産および会計

(資産)

第39条 この法人の資産は、つぎの各号のとおりとする。

その意見を求めなければならない。

- 3 決算において剰余金あるときは、その一部もしくは全部を基本財産に繰り入れ、または翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付および閲覧)

第 47 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、請求を拒否する正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所にかかる記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公開)

第 48 条 この法人は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- イ 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- ロ 監査報告書作成したとき 当該監査報告書の内容
- ハ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（個人の住所にかかる記載の部分を除く）を作成したとき これらの書類
- ニ 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 49 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 8 章 解散および合併

(解散および合併)

第 50 条 この法人の私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号および第 3 号の理由による解散ならびに同条同項第 4 号による合併は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意および評議員会の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。

- 2 前項の場合は、文部科学大臣の認可または認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 51 条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く）における

私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額
(以下「最低限度額」という)を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低限度額
とのいずれか高い額とする。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第 5 9 条 前 2 条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害を
この法人に対し賠償する責任については、適用しない。

付 則

1 この法人の組織変更当初の役員は、つぎのとおりとする。

理事長	水川 清 一
理 事	赤 尾 茂
理 事	池 上 勝 郎
理 事	河 村 秀 一
理 事	坂 上 安 太 郎
理 事	中 垣 静 男
理 事	野 田 清 一 郎
理 事	福 島 善 之 助
理 事	松 前 健
理 事	岡 田 毅
理 事	高 木 貞 治

- 2 この寄附行為は、昭和 2 6 年 3 月 1 日から施行する。
- 3 この改正寄附行為は、昭和 2 9 年 2 月 3 日から施行する。
- 4 この改正寄附行為は、昭和 3 7 年 1 月 2 5 日から施行する。
- 5 この改正寄附行為は、昭和 4 0 年 3 月 2 7 日から施行する。
- 6 この改正寄附行為は、昭和 4 6 年 3 月 1 日から施行する。
- 7 この改正寄附行為は、昭和 4 6 年 8 月 3 1 日から施行する。
- 8 この改正寄附行為は、昭和 4 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 9 この改正寄附行為は、昭和 4 8 年 5 月 1 0 日から施行する。
- 10 この改正寄附行為は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この改正寄附行為は、昭和 5 2 年 3 月 1 1 日から施行する。
- 12 この改正寄附行為は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この改正寄附行為は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この改正寄附行為は、昭和 5 7 年 5 月 4 日から施行する。
- 15 この改正寄附行為は、昭和 5 8 年 1 月 1 7 日から施行する。
- 16 この改正寄附行為は、昭和 6 2 年 7 月 1 6 日から施行する。

- る。
- 38 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年12月19日）から施行する。
- 39 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。
- 40 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年11月30日）から施行する。
- 41 この改正寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
- 42 摂南大学の国際言語文化学部国際言語文化学科は、改正後の寄附行為第5条口号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 43 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月28日）から施行する。
- 44 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年1月31日）から施行する。
- 45 この改正寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。
- 46 大阪工業大学の工学部技術マネジメント学科の学科名称は、平成18年3月31日に工学部経営工学科に在学する平成17年度入学者から適用し、工学部経営工学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する平成16年度以前の入学者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 47 広島国際大学の人間環境学部臨床心理学科、言語・コミュニケーション学科および感性情報学科は、改正後の寄附行為第5条ハ号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 48 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年6月13日）から施行する。
- 49 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年1月11日）から施行する。
- 50 平成19年3月29日認可の改正寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
- 51 この改正寄附行為の効力発生の際、現に総長、理事、評議員の職にある者の任期は、就任日を起算日として、改正後の寄附行為第8条、第12条第1項、第31条第1項に規定する任期をそれぞれ適用する。
- 52 この改正寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
- 53 大阪工業大学の情報科学部コンピュータ科学科の学科名称は、平成19年3月31日に情報科学部情報科学科に在学する平成18年度入学者から適用し、情報科学部情報科学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する平成17年度以前の入学者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 54 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年8月31日）から施行する。

- 75 この改正寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
- 76 この改正寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。
- 77 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可（平成30年5月23日）を受け、平成30年6月24日から施行する。
- 78 この改正寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。
- 79 大阪工業大学の工学部電子情報通信工学科、情報科学部コンピュータ科学科、情報科学部情報ネットワーク学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 80 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年9月6日）から施行する。
- 81 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可（令和2年3月17日）を受け、令和2年4月1日から施行する。
- 82 この改正寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。